

今治市都市再生協議会 専門部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、今治市都市再生協議会規約第13条第2項の規定に基づき、今治市都市再生協議会専門部会（以下「専門部会」という。）の運営に関し、必要事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 専門部会は、今治市都市再生協議会（以下「協議会」という。）の円滑かつ効果的な運営を図るため、専門的な調査、研究及び検討を行い、協議会の審議に資することを目的とする。

(組織)

第3条 専門部会は、部会長1名、副部会長1名及び部会員をもって組織する。

(部会長及び副部会長)

第4条 部会長は、協議会委員の中から会長が指名する。

2 部会長は、専門部会を代表し、その会務を総理する。

3 副部会長は、部会長が指名する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会員)

第5条 部会員は、部会長が指名する。

(会議)

第6条 専門部会は、必要に応じて部会長が召集する。

2 部会長は、必要に応じて専門部会に関係者等の出席を求めることができる。

(報告)

第7条 部会長は、専門部会の協議の経過及び結果について協議会に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 専門部会の庶務は、協議会事務局において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、部会長が会長と協議のうえ、別に定める。

附則

この規程は、令和7年9月5日から施行する。